

議員個人による資料要求届

令和 年 月 日

様

議員名 _____

島田市議会基本条例第10条に基づき、以下のとおり資料を要求します。資料作成後、議会事務局に提出願います。

要 求 資 料	受領希望日	担当部局

- ※担当する部局は、要求された資料の内容により対応する。
- ① 担当する部局は、簡易な資料ですぐ対応できる内容のものはその場で資料を提出する。
 - ② ①以外で、その場ですぐ対応できないと判断された資料については、各議員がこの資料要求届を提出し、担当する部局へ資料の要求を行う。
 - ③ 担当する部局は、~~決裁後、要求された資料データを3部作成し、うち2部と及び資料要求届のスキャンデータを議会事務局並びに行政総務課にメール経由で提出する。残り1部と資料要求届の写しを行政総務課へ提出する。~~
資料提出ができない場合は、その理由を要求を行った議員に伝える。
 - ④ 議会事務局は、要求を行った議員に提出された資料データを渡すと共に、議員図書室で全議員が閲覧できるようサイドボックスに格納保管する。

議会事務局受領印